

避難確保計画・浸水防止計画

平成 22 年 4 月	1 日	作成
平成 27 年 3 月	10 日	変更
平成 27 年 6 月	30 日	改訂
令和 2 年 1 月	31 日	変更
令和 2 年 4 月	1 日	変更
令和 3 年 4 月	1 日	変更
令和 4 年 4 月	1 日	変更
令和 5 年 7 月	4 日	変更
令和 7 年 4 月	1 日	変更
令和 8 年 4 月	1 日	変更
令和 8 年 7 月	31 日	改訂

施設名：北一条地下駐車場（地下 1・2 階）

北海道開発局・TFI 株式会社

「避難確保計画・浸水防止計画」目次

1. 目的及びその適用範囲	
1－1 計画の目的	1
1－2 計画の適用範囲	1
2. 洪水時の防災体制（自主水防組織）に関する事項	
2－1 地下駐車場対策本部の構成（資料1）	1
2－2 任務内容	1
2－3 情報の収集・伝達（資料2）	2
2－4 警戒活動	2～4
3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項	
3－1 避難誘導の時期	5
3－2 避難先・避難経路（資料3）	5
3－3 避難誘導時の留意点	5
3－4 避難情報の伝達（資料4）	5
4. 浸水防止に関する事項	
4－1 情報伝達施設の整備	6
4－2 水防資器材の整備・点検	6
4－3 浸水防止計画	6
5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	
5－1 防災教育に関する計画	7
5－2 防災教育の実施時期・実施内容等	7
5－3 防災訓練に関する計画	7
5－4 防災訓練の実施時期・実施内容等	7
6. 避難確保計画・浸水防止計画の報告と公表に関する事項	
6－1 計画の報告	8
6－2 計画の公表	8
【添付資料】	
資料1 地下駐車場対策本部（自衛水防組織）組織体系図	9
資料2 情報収集・伝達系統図	10
資料3 避難経路図	11
資料4 避難情報伝達文	12
資料5 浸水防止対策実施箇所図	13～14

1. 目的及びその適用範囲

(計画の目的)

- 1-1 この計画は水防法第15条の2に基づき、北一条地下駐車場（所有者：国、管理運営事業者：TFI株式会社（以下「TFI」）の洪水・雨水出水時の警戒避難体制に関する事項を定め、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

- 1-2 この計画は、北一条地下駐車場に勤務又は、利用する全てのものに適用する。また、TFI及び駐車場スタッフ（人材派遣会社等から派遣されている人を含む。）は、国土交通省と連携して当該駐車場の利用者の避難確保及び洪水時の浸水防止の措置を実施するものとする。

2. 洪水時の防災体制に関する事項

(地下駐車場対策本部の構成)

- 2-1 地下空間における浸水災害に備え、資料1のとおり地下駐車場対策本部（自衛水防組織）を設置する。

(任務内容)

- 2-2 前項により設置した地下駐車場対策本部（自衛水防組織）の主な任務内容は下表のとおりとする。

組 織 名 称	任 務 内 容
本部長（札幌道路事務所長）	全体統括 情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導などの判断と指令
副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
情報・収集班 情報・調整班	・ 本部長への伝達 ・ 防災気象情報、予測雨量情報、河川情報の収集 ・ 札幌市からの避難情報の收受 ・ 関係機関への情報共有 ・ 参集計画（非常呼び出しを含む） ・ 休日、夜間の緊急連絡
広報・支援班	・ 報道機関対応その他広報全般
現地統括班	・ 現地対策の総合指揮・調整 ・ 現地状況の対策本部への連絡 ・ 応援者などの現地対応
現地対策班 警戒活動班	・ 防水板（止水板）・土嚢の設置 ・ 水防用資機材（防水板（止水板）・土嚢）の準備 ・ 被害箇所の応急措置と被害予想箇所のパトロール ・ 料金ゲートの操作、開閉 ・ 排水ポンプ等防災設備の稼働点検 ・ 電気施設、機械施設の点検と処置 ・ 排水溝の点検および地上施設の点検と処置 ・ その他水防活動の実施
現地管理者 避難誘導・広報班	・ 札幌市からの避難情報の收受 ・ 場内放送による利用者への周知 ・ 利用者の避難誘導 ・ 災害時要援護者の避難補助 ・ 場内車両台数・滞留者の確認

（情報の収集・伝達）

2-3 情報の収集・伝達体制について次のとおり定める。

（1）情報の収集体制

浸水の危険性を把握するために、防災気象情報、河川情報、避難情報等について下表のとおり、収集すべき内容、収集の手段を定める。

情 報 の 内 容	収 集 の 手 段
避難情報（避難指示等）	札幌市からのFAX
防災気象情報 （大雨注意報・警報）（気象防災速報（記録的短時間大雨））	テレビ、ラジオ、インターネット 携帯サイト・メールサービス 札幌市からのFAX
河川情報（河川水位情報） （指定河川洪水予報）	インターネット、携帯サイト、 札幌市からのFAX
予測雨量情報 「北一条※」レーダ雨量	「北一条」レーダ雨量Webページ 気象協会からのメール
地上の状況	テレビ、ラジオ、目視確認

※レーダ雨量（雨量解析）により北一条地下駐車場の個別地点における降雨予測情報（実況・予測値）を取得。更新間隔は30分毎とし、過去3時間の実況値および24時間先まで予測値（時間雨量）。基準雨量（35mm）に達した場合、メールにより通知を行い、情報は北一条地下駐車場向けWebページにより閲覧可能。

<インターネットHP>

川の防災情報 <https://www.river.go.jp/index>

北海道防災情報 <https://www.bousai-hokkaido.jp/>

防災気象情報 <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>

「北一条地下駐車場」降雨予測Webページ（管理者限定）

<https://micos-sc.jwa.or.jp/thrmlit-web/shinsui/view/81/>

（2）情報の伝達体制

収集した情報から浸水の危険性を感じた時や浸水の予測、避難情報等を入手したときには、資料2により、速やかに情報の伝達を行う。

（警戒活動）

2-4 地下空間への浸水の防止や被害の拡大を防ぐため、次のとおり、状況に応じ、段階的に警戒活動を実施する。

（1）準備体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
- レベル2大雨注意報が発表 - 豊平川（藻岩）が氾濫注意水位（40.1m）に到達し、レベル2氾濫注意報が発表 「北一条※¹」における時間	情報・収集班 情報・調整班	- 防災気象情報、予測雨量情報の収集 - 対策本部の設置準備 - 連絡体制の構築 - 参集計画（非常呼び出しを含

雨量35mm以上の予測（12時間前）		む） ・関係機関への連絡及び情報収集
	現地管理者 （避難誘導・広報班）	・水防用資機材の確認 ・給排水設備・放送設備の確認 ・排水溝の再清掃 ・避難経路・連絡体制図の確認

(2) 注意体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
・レベル3大雨警報が発表 ・豊平川（藻岩）が避難判断水位（41.1m）に到達し、レベル3氾濫警報が発表 ・「北一条^{※1}」における時間雨量35mm以上の予測（6時間前）	本部長 副本部長	・対策本部設置 ・閉鎖準備の指示 ・本部要員召集・現地派遣指示 ・その他必要な指示
	情報・収集班 情報・調整班	・防災気象情報、予測雨量情報、河川情報の収集強化 ・関係機関への情報共有（閉鎖準備）
	広報・支援班	・閉鎖予告周知
	現地統括班	・現地対策の総合指揮・調整 ・現地状況の対策本部への報告
	現地対策班 警戒活動班	・水防用資機材（防水板（止水板）・土嚢）の準備 ・排水ポンプ等防災設備の稼働点検 ・駐車場内パトロール開始
	現地管理者 避難誘導・広報班	・給排水設備の事前排水 ・場内放送（閉鎖前の退去誘導） ・駐車場内の車両台数・滞留者の確認 ・閉鎖予告周知（予告案内看板設置）

(3) 警戒体制

入手情報（発生事象）等	編 成	対 応 内 容
・ レベル 4 大雨危険警報が発表 ・ 豊平川（藻岩）が氾濫危険水位（41.4m）に到達し、レベル 4 氾濫危険警報が発表 ・ 「北一条※¹」における時間雨量35mmの予測（2時間前）もしくは観測 ・ 駐車場への浸水が確認された場合 ・ レベル 5 大雨特別警報が発表 ・ 豊平川（藻岩）が氾濫発生水位（42.8m）に到達し、レベル 5 氾濫特別警報が発表	本部長 副本部長	・ 閉鎖開始の指示 ・ 営業停止の指示 ・ 利用者の避難誘導の指示 ・ その他必要な指示
	情報・収集班 情報・調整班	・ 防災気象情報、予測雨量情報、河川情報の収集 ・ 関係機関への情報共有（閉鎖開始）
	広報・支援班	・ 閉鎖周知
	現地統括班	・ 現地対策の総合指揮・調整 ・ 現地状況の対策本部への報告
	現地対策班 警戒活動班	・ エレベーターの停止 ・ 料金ゲートの開閉 ・ 駐車場内パトロールによる浸水状況監視 ・ 歩道出入口・入庫口の防水板（止水板）の設置、発電機室の扉の閉鎖 ・ 地下歩行空間連絡口の土嚢設置 ・ 被害箇所の応急措置 ・ その他、水防活動の実施
	避難誘導・広報班	・ 管制設備による入庫規制（満車表示） ・ 場内車両台数・滞留者の確認 ・ 場内放送（歩道出入口、入庫口閉鎖の周知） ・ 利用者の避難誘導 ・ 場内放送（出庫口閉鎖の周知） ・ 災害時要援護者の避難補助

※雨の降り方、施設周辺の道路の状況等、地上部の状況について、直接確認を行う。

3. 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

(避難誘導の時期)

3-1 避難誘導は次の事項を判断基準として開始する。

- (1) 札幌市長から「避難指示」が発令された時
- (2) 局所的豪雨や河川氾濫により、地上部の道路が冠水する等、地下浸水の危険が迫った時
- (3) 洪水・雨水出水により下記の閉鎖基準に至った時
 - ・レベル4大雨危険警報の防災気象情報が発表されたとき
 - ・豊平川（藻岩）が氾濫危険水位（41.4m）も到達し、レベル4氾濫危険警報の防災気象情報が発表されたとき
 - ・時間雨量35mm以上の降雨（北一条）が予想される2時間前、もしくは観測されたとき
 - ・駐車場で突発的な浸水が確認された場合

(避難先・避難経路)

3-2 地上に避難するまでの避難経路については、資料3「北一条地下駐車場避難経路図」のとおり避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に標示する。

(避難誘導時の留意点)

3-3 避難誘導時の留意点を次のとおり定める。

(1) 避難誘導の留意事項

- ア 施設の利用者、関係者等を避難誘導員が避難確保計画で定められた避難先(地上や高層階)へ誘導する。
- イ 避難誘導にあたっては、エレベーター等の昇降機は原則的に使用させない。
- ウ 避難方向や浸水の状況を知らせ、混乱の防止に留意する。

(2) 避難誘導員の留意事項

- ア 携帯用拡声器、懐中電灯、ロープ等の必要資器材を携行し避難誘導にあたる。
- イ エレベーター等の昇降設備の前、階段、行き止まり通路等に配置し、避難者を安全な地点に誘導する。
- ウ 高齢者や障がいのある方等を確認した場合は、施設管理者や利用者の協力を求め、避難の援護をする。
- エ 避難誘導員は最後尾となり、避難が完了したことを確認後退避する。なお、防水板（止水板）・土嚢を設置して施設を閉鎖する。
- オ 利用者や関係者等を走らせないように注意喚起する。
- カ 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにする。
- キ その他（施設管理者と連携して、避難誘導にあたる）

(避難情報等の伝達)

3-4 周知すべき気象情報や避難指示等の避難情報を入手した際には、資料4のとおり、場内放送を利用して、利用者及び施設管理者に伝達する。

4. 浸水防止に関する事項

(情報伝達施設の整備)

- 4-1 利用者及び施設管理者に対し、気象情報や避難情報についての情報を伝達するための放送設備を整備する。

(水防資機材の整備・点検)

- 4-2 地下空間への浸水被害を防止・軽減することを目的とした資機材を整備し、定期的に点検を実施する。また、保管場所や使用方法について対策本部（自衛水防組織）の構成員等に周知する。

資機材名	仕様	数量	保管場所	設置/更新
湧水ポンプ	380ℓ/分 200V	3	東側湧水槽内	H13年3月
汚水ポンプ（東）	340ℓ/分 200V	2	北東側汚水槽(1)内	H13年3月
汚水ポンプ（西）	340ℓ/分 200V	2	西側汚水槽(2)内	H13年3月
防水板（止水板）		11	別紙5参照	R4年3月
土嚢	耐候性土嚢（黒）48×62cm	80	地下1階出入口5階段横DS-4室	H23年
ブルーシート	5.5m×5.5m	2	入口ゲート横エレベーター機械室内	H26年6月
懐中電灯		2	事務室	H13年3月
長靴	ゴム製	3	事務室	H22年4月

(浸水防止計画)

- 4-3 洪水が予想されるときは、下表及び資料5【防水板（止水板）配置図】の通り、防水板（止水板）・土嚢を用いて浸水防止対策を行う。

浸水防止基準	設置箇所	浸水防止対策方法	備考
・レベル3大雨警報が発表 ・豊平川（藻岩）が避難判断水位（41.1m）に到達し、レベル3氾濫警報が発表 ・「北一条※1」における時間雨量35mm以上の予測（6時間前）	入庫口・出庫口 歩道出入口1～8番階段 エレベーター 地下歩行空間出入口	・防水板（止水板）及び土嚢の設置準備	準備体制への移行時に防水板（止水板）、給排水設備・放送設備の確認、排水溝の再清掃、避難経路・連絡体制の確認を行う。
・レベル4大雨危険警報が発表された場合	入庫口・出庫口 歩道出入口1～	・防水板（止水板）等で閉鎖開始・完全閉鎖	

・豊平川（藻岩）が氾濫危険水位（41.4m）に到達し、レベル4 氾濫危険警報が発表された場合 ・「北一条※」における時間雨量35mm以上の予測（2時間前）もしくは観測 ・駐車場への浸水が確認された場合	8 番階段 エレベーター 地下歩行空間出入口	・入庫口を閉鎖の上、防水板（止水板）を設置する。 ・その後、歩道出入口階段、エレベーターの防水板を設置する。 ・最後に、出庫口、地下歩行空間出入口の防水板（止水板）および土嚢を設置する。	
--	------------------------------	---	--

5. 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

（防災教育に関する計画）

- 5－1 地下浸水時の被害を最小限にするため、地下駐車場対策本部（自衛水防組織）の構成員に対し、防災意識の啓発・高揚を図るための防災教育を実施する。

（防災教育の実施時期・実施内容等）

- 5－2 防災教育は、下表のとおり実施する。

対 象 者	目 的	内 容	実施月
新規管理者	水害の理解	水害に関する事項の周知徹底	4 月
全施設管理者	計画の共通認識	避難確保計画の内容の周知徹底	
全施設管理者	計画の習熟	防災体制の周知徹底	
全施設管理者	計画の習熟	浸水予防の周知徹底	

（防災訓練に関する計画）

- 5－3 地下浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるために、浸水防止対策や避難誘導の実地訓練を実施する。また、訓練を通して、防災体制の点検と問題点の抽出を行い、必要に応じて、避難確保計画の是正等を行っていく。

（防災訓練の実施時期・実施内容等）

- 5－4 防災訓練は、下表のとおり実施する。

訓練の内容	具体的な訓練内容	実施月
参集訓練	緊急連絡網を通じて所定の場所に参集する訓練	6 月
閉鎖・止水板設置訓練	防水扉、防水板（止水板）等の設置、防水板の配置訓練	
情報伝達訓練	情報の収集、伝達、場内放送等の訓練	
避難誘導訓練	避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練	

6. 避難確保計画・浸水防止計画の報告と公表に関する事項

(計画の報告)

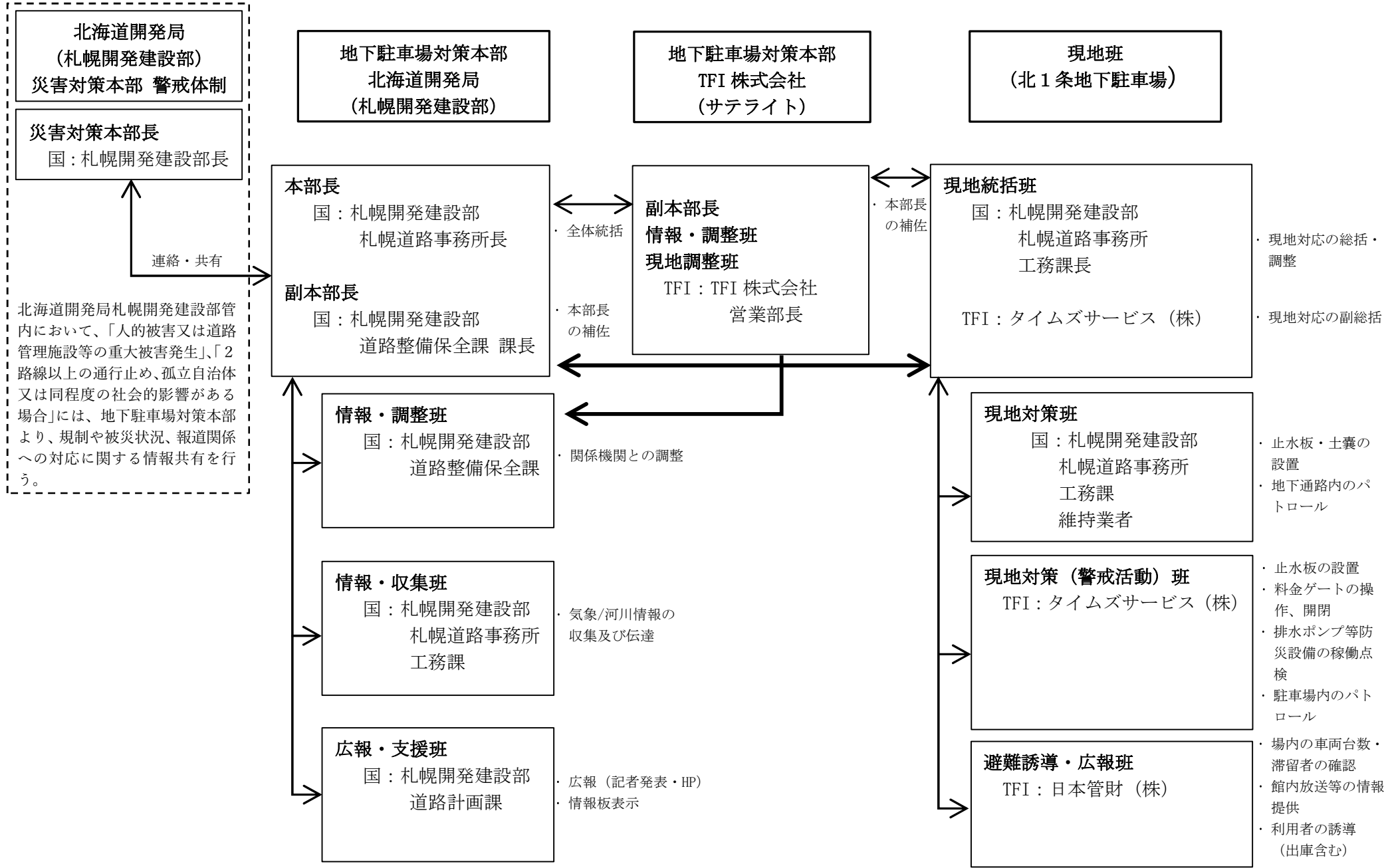
- 6-1 「避難確保計画・浸水防止計画」を作成・変更した場合には、速やかに札幌市へ報告する。

(計画の公表)

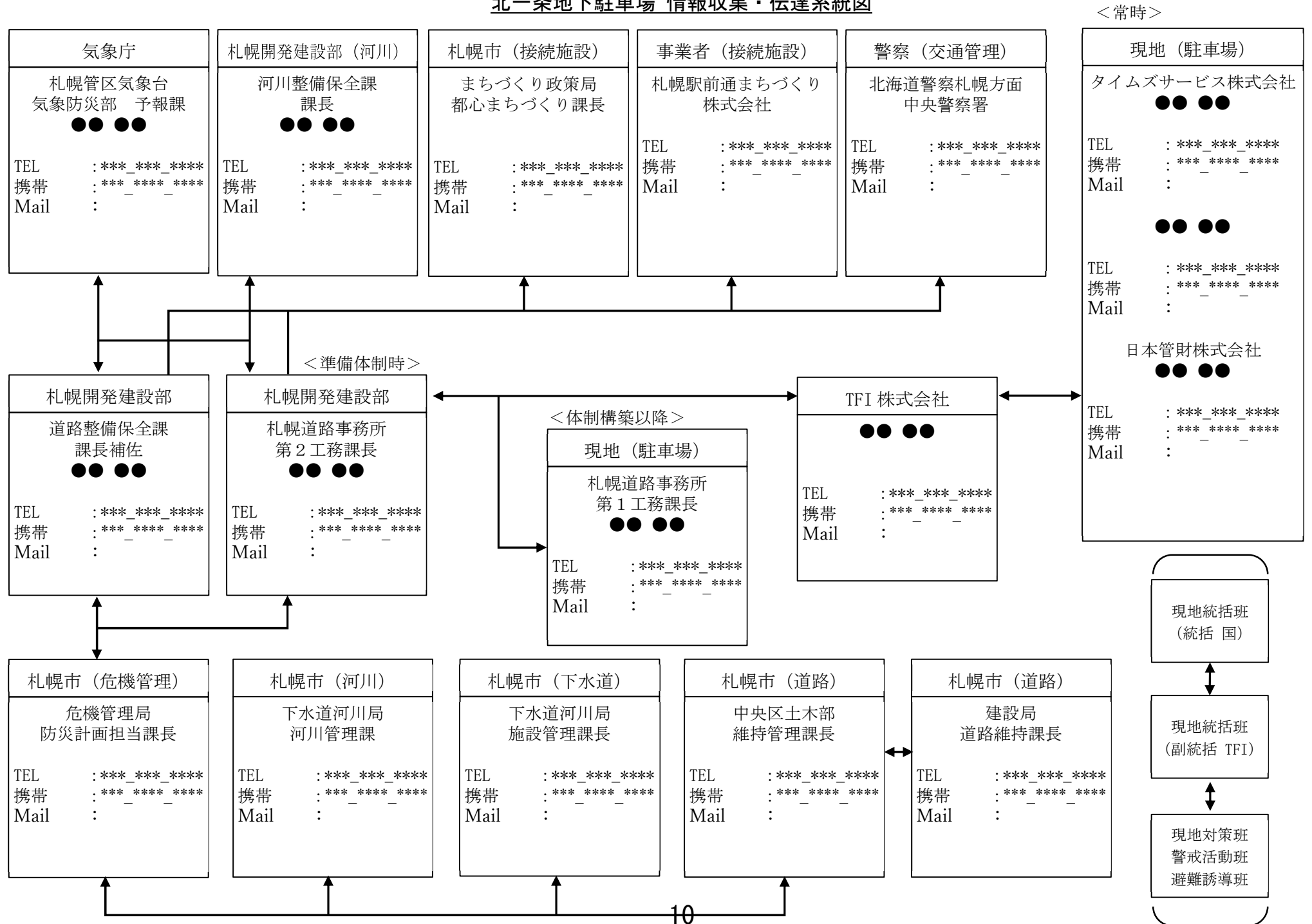
- 6-2 作成した計画は、地下駐車場対策本部（自衛水防組織）の構成員および利用者に向けて公表する。

公表方法	・所有者のHPで公表
------	------------

地下駐車場対策本部（自衛水防組織）の構成

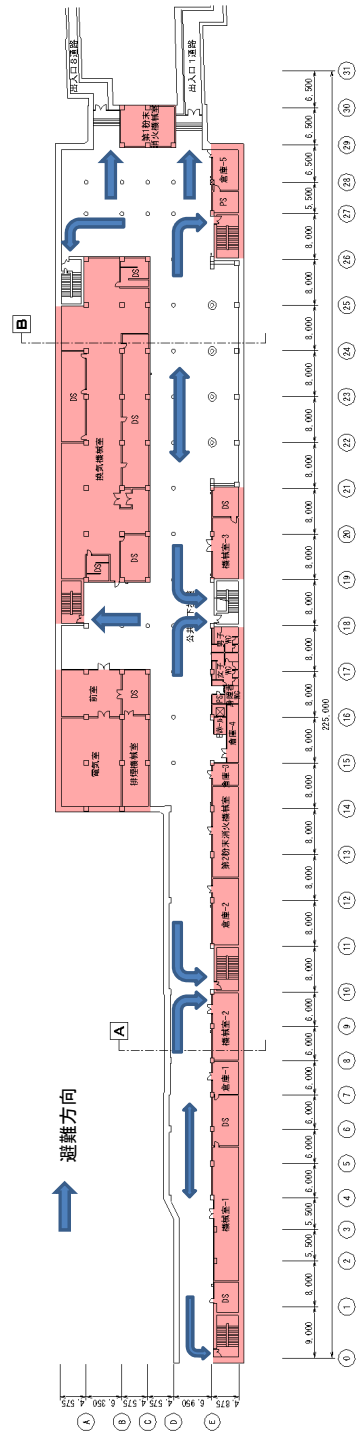


北一条地下駐車場 情報収集・伝達系統図

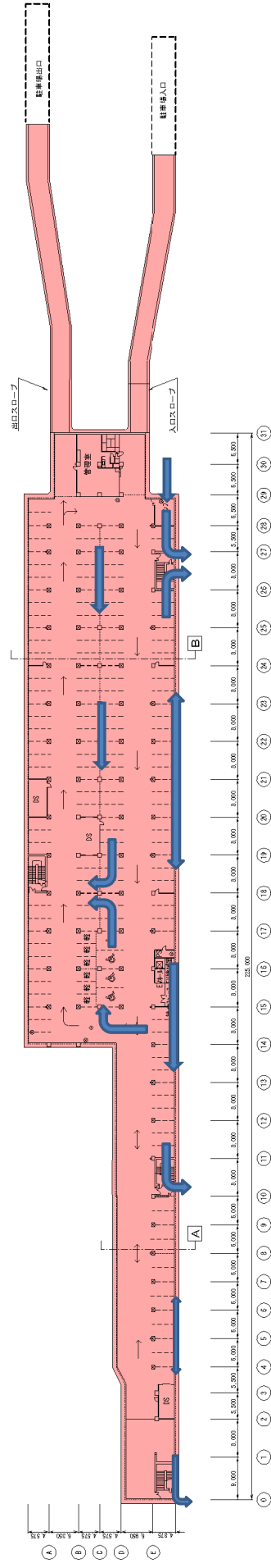


北一条地下駐車場

避難経路図



地下1階 平面図 $S=1:1000$



地下2階 平面図 $S=1:1000$

避難情報伝達文

内容
〈避難勧告等入手の際の放送内容〉 「こちらは、北一条地下駐車場です。ただいま札幌市災害対策本部より避難指示の発令がありました。管理者の指示に従い大至急地下駐車場から避難してください。 繰り返しお知らせします。 「こちらは、北一条地下駐車場です。ただいま札幌市災害対策本部より避難指示の発令がありました。管理者の指示に従い大至急地下駐車場から避難してください。」
上記文に以下の事項を続ける： ※「避難に際しては、エレベータは停止しておりますので、階段により避難してください。」
※「避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。なお、避難にあたり援護が必要な方、および援護が必要な方をお見かけした方は、お近くの駐車場スタッフにご連絡をいただきますようお願いいたします。また、援護を要する方の近隣におられる方々は避難についてご支援、ご協力をお願いします。」

